

2020年4月8日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府職員労働組合

執行委員長 小松 康則

新型コロナウイルスの感染拡大への対応と感染防止のため、不急の業務を延期・縮小し、保健所や健康医療部、府立病院、大阪健康安全基盤研究所への支援を抜本的に強化し、職員と府民のいのちと健康を守るために全力をあげよう

新型コロナウイルスの感染が全世界で拡大し、感染者は140万人、死者8万人を超えています。国内の感染者も4,460人（死者98人）となり、都市部を中心に感染が急増し、大阪では481人（死者4人）となっています（4月8日0時現在）。

吉村知事は、5月6日までの府立学校の休校延長を決め、夜の接客を伴う飲食店利用の自粛を求めました。また、「大阪府入院フォローアップセンター」を立ち上げ、府内の入院可能な病院・空き病床を把握し、広域的に入院調整を行うなど、医療崩壊を起こさないよう大阪府独自の取り組みも行っています。

こうしたなか、保健所や健康医療部をはじめ、独立行政法人化した府立病院、大阪健康安全基盤研究所では、限られた人員のもとで、検体の引き取りや搬送、濃厚接触者の特定や聞き取り、陽性患者の入院等の手続きや行動の聞き取り、府民や医療機関等の問い合わせへの対応、感染患者の看護・ケア、PCR検査などの業務に連日連夜、職員が身を削り対応に追われています。

その一方で、大阪府は、業務軽減のため、検体搬送や電話対応業務の民間委託を進めています。業務軽減のための緊急的な措置であることは理解できますが、職員からは「結局電話は保健所にまわってくる」「地域で起きている問題が把握できなくなる」「重大なプライバシーを扱う業務の民間委託は不安」「実状を伝えることができない」という不安の声もあがっています。

厚生労働省クラスター対策班も保健所や地方衛生研究所の人員の早急な拡充を求めています。

府職労は、新型コロナウイルスの爆発的な感染者の増加を抑制し、府民のいのちと健康を守るため、いまこそ、府庁一丸となって、府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所との連携を強め、全力で取り組むことを求めます。

1. 大阪府として、府民と職員のいのちと健康を守り、爆発的な感染者の急増（オーバーシュート）に対応するため、独立行政法人化した府立病院機構や大阪健康安全基盤研究所との連携を強め、緊急に必要な対策を取ること。
2. 迅速なPCR検査を行うため、新規感染者の診断のためのPCR検査は、結果が早く出る大阪健康安全基盤研究所で行い、退院に必要な陰性確認のためのPCR検査を民間検査

会社に委託するなど、限りあるPCR検査を有効に活用すること。

また、流通量が低下し、入手しづらくなっているPCR検査用試薬・消耗品が枯渇し、PCR検査に支障をきたすことのないように対策を行うこと。

(職員の安全確保、労働条件の改善)

3. 府立病院、大阪健康安全基盤研究所におけるマスク、手袋、ディスポーザブル(使い捨て)のガウン、防護服等の不足が深刻な状態になっています。欠乏する個人防衛具の確保に全力をあげ、最前線で対応にあたる医師、看護師、保健師、研究員等の安全確保に全力を尽くすこと。

また、保健所や府立病院等での感染を防止するため、感染者や濃厚接触者を隔離して対応できるよう環境整備すること。

4. 府立の入所施設等で感染者が発生した場合は、職員と入所者・利用者の安全確保に万全を期すこと。

5. 感染者または感染のおそれのある人に接触する業務に従事する職員に対し、国の「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例」に準じた手当を支給すること。府立病院と大阪健康安全基盤研究所においても同様の措置が取れるよう府として指導すること。

また、職員が業務によって新型コロナウイルスに感染した場合の補償内容を明らかにし、補償を徹底すること。

6. 保健所では感染症チームの保健師に業務が集中し、休憩も取れないまま長時間労働が続く、職員は疲弊しきっています。同様に府立病院でも看護師が不足し、夜勤回数が増加する等の実態があり、大阪健康安全基盤研究所ではウイルス課職員がPCR検査に追われています。

こうした状況は、職員の健康を損なうだけでなく、感染予防、円滑な業務遂行にも大きな支障をきたします。

① 特定の職員にのみ業務が集中することのないように、マネジメントを徹底するとともに、応援体制の強化や緊急の人員配置(臨時的任用等)を行い、勤務間インターバルと休憩時間、週休日を確保する体制を直ちにつくること。

② 府立病院と大阪健康安全基盤研究所においても同様の措置が取れるよう府として指導すること。

③ 職員を派遣している中核市の保健所においても上記の対応ができるよう関係機関に働きかけること。

(不急な業務の見直し、延期・縮小、応援体制の強化)

7. 業務を見直し、不急(延期や縮小が可能)な業務については、延期・縮小し、保健所、

健康医療部への職員による応援体制を強化すること。センシティブな対応が求められる業務（電話問い合わせ対応、検体の搬送）の民間委託は中止し、職員の応援体制の強化で対応すること。

- 特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続き、福祉医療制度の更新手続き等、保健所や市町村窓口等で行う手続き等の期限を延期すること。
- 保健所での問い合わせ電話対応、検査依頼書の記入などの業務については、応援職員により対応すること。

（感染拡大の防止、自粛要請）

8. 感染者の増加を防ぐため、職員（非常勤職員を含む）の短時間勤務、在宅勤務、自宅待機等を促進するとともに、自宅待機等の場合のサービスについては職務専念義務免除等の有給対応とすること。

短時間勤務、在宅勤務、自宅待機等は、妊娠中の職員や高齢者・基礎疾患のある職員、学校休校に伴い必要のある職員等を優先するとともに、特定の職員に業務負担が集中することのないようマネジメントを徹底すること。

9. 外出の自粛による飲食店や中小業者の損失補填や民間の介護・福祉事業所や医療機関への支援策を国に要請するとともに、府独自の緊急支援を直ちに行うこと。

（府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所の府直営化）

10. 府立病院、大阪健康安全基盤研究所への人的支援、予算措置を行うこと。

また、今後も感染症の流行等の健康危機に迅速かつ一体で取り組むため、府立病院と大阪健康安全基盤研究所を府直営に戻すという方向性を明確にすること。